

後援名義の使用等の許可に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の後援名義の使用及び会長賞の交付の許可に関し、必要な事項を定める。

(申請者)

第2条 後援名義の使用または会長賞の交付の許可の申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。

- (1) 国、地方公共団体及びその機関（それらの連合体を含む。）
- (2) 独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人
- (3) 新聞社、放送局その他の報道機関
- (4) この法人の正会員
- (5) この法人の賛助会員（法人または団体）
- (6) その他この法人の目的に寄与すると認めた公共的活動を行う法人または団体

(許可対象事業等)

第3条 この法人が後援会名義の使用、または会長賞の交付を許可する事業（以下「許可対象事業等」という。）は、次の各号に該当するものであること。

- (1) この法人の目的の達成に寄与すること。
- (2) 政治的、宗教的、反社会的色彩を有しないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。

(許可申請)

第4条 申請者は、原則として、許可対象事業等を公表しようとする日の2か月前までに、申請書に次の書類を添付し、この法人に提出しなければならない。

- (1) 申請者（定款、組織図、役員名簿など）に関する書類
- (2) 反社会的勢力排除に関する誓約書
- (3) 第3条第2号から第3号に関する誓約書
- (4) 申請理由書
- (5) 事業計画（目的、日時、場所、内容、参加対象、参加費用、周知方法など）に関する書類
- (6) 会長賞を交付する場合、その内容（目的、対象者、人数、交付方法、募集方法、選考方法・体制など）に関する書類
- (7) 運営体制に関する書類
- (8) この法人以外の団体等からの協賛、協力、後援等の予定に関する書類
- (9) 収支計画に関する書類

2 第2条第1項第1号、第4号及び第5号の申請者は、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

3 前年度に後援名義の使用または会長賞の交付の許可を受けたものについては、添付書類の一部を省略することができる。

(許可基準)

第5条 後援名義の使用及び会長賞の交付の許可については、次の各号を基準とする。

- (1) 子どもたちの健全育成と福祉の増進に寄与すること。
- (2) この法人の目的の達成に寄与すること。
- (3) この法人の社会的信用を高めるものであること。
- (4) 事業計画が妥当であること。
- (5) 講師等を招聘する場合、その講師等がこの法人の目的の達成に適当な人であること。

(審査)

第6条 後援名義の使用及び会長賞の交付の許可については、三役会で審査を行い、決定し、その結果を直後の理事会に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第7条 この法人は、審査結果をすみやかに書面により通知する。

2 審査の内容は、公表しない。

(後援名義の使用許可期間等)

第8条 後援名義の使用期間は、許可対象事業等が終了するまでとする。

2 後援名義の使用を許可した事業については、「公益社団法人日本PTA全国協議会」の字句及び指定の標章を使用することができる。

(報告)

第9条 許可対象事業等が終了したときは、速やかにその結果に関する書類を提出するものとする。

(変更申請)

第10条 許可の後において、申請内容に変更がある場合は、事前に変更申請をしなければならない。

2 変更申請があった場合は、この規程の定めに基づき、変更内容について審査する。

(是正の勧告)

第11条 許可の後において、申請者または許可対象事業等がこの規程に反すると認めるときは、速やかにその是正を勧告するものとし、これに従わない場合は、許可を取り消し、公表する。

(許可等の取消)

第12条 申請者または許可対象事業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可等を取り消し、公表する。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 無断で申請内容を変更したとき。
- (3) この法人の信用を傷つける行為を行ったとき。
- (4) 違法または不正な行為を行ったとき。

2 前項の規定により許可を取り消した場合は、取消後3年間は当該申請者からの申請を受け付けない。

(損害賠償)

第13条 後援名義の使用を許可した事業により、第三者が損害を被ったときは、申請者がその全ての賠償の責を負うものとする。

2 後援名義の使用を許可した事業により、この法人が損害を被ったときは、申請者に対し損害賠償を請求することができる。

(協賛・協力の取り扱い)

第14条 この法人に協賛・協力の要請があった場合は、この規程に準じて取り扱うものとする。
(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 後援名義等の取扱要領は、廃止する。
- 2 この規程は、令和元年6月21日から施行する。